

議員提出議案第1号

清水町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び清水町議会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和8年3月6日

清水町議会議長 山下清美様

提出者	清水町議会議員	只野敏彦
賛成者	清水町議会議員	西山輝和
賛成者	清水町議会議員	深沼達生

記

1 理由

議員定数については、議長からの諮問に対し議会運営委員会で検討し答申された内容である、現行の13名から2名削減し11名とすることが適当である。

については、次期改選期である令和9年1月の通常選挙から実施するため、本条例改正議案を提出するものである。

清水町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

清水町議会の議員の定数を定める条例（平成14年清水町条例第59号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、清水町議会の議員の定数は、 <u>11人</u> とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、清水町議会の議員の定数は、 <u>13人</u> とする。

附 則

この条例は、令和9年1月1日以降初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。